

# 奈良工業高等専門学校人権教育推進・いじめ防止対策委員会規程

昭和 53 年 4 月 1 日制定  
令和 7 年 3 月 13 日改正

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に人権教育推進・いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、人権・いじめ問題の重要性に鑑み、本校における人権教育を推進し、いじめ防止の対策を講ずることを目的とする。

## (審議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を審議する。

## (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 奈良工業高等専門学校運営会議規程（平成17年4月1日制定）第3条各号に掲げる者
- 二 学生支援センター長
- 三 ハラスメント防止委員会委員長
- 四 学生支援センター副センター長（人権教育推進・障害学生支援担当）

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

## (議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

## (委員長補佐)

第7条 委員会に委員長補佐を置き、副校长（学生担当）をもって充てる。

2 委員長補佐は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

## (調査検討等)

第9条 委員会は、人権教育の推進及びいじめ防止対策の措置を講ずるにあたり、その調査検討その他必要と認める事項を学生支援センターに付託することができる。

## (いじめ対策会議)

第10条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に掲げるいじめの重大事態が発生した場合、事実関係の調査等を行うため、委員会にいじめ対策会議を置く。

2 いじめ対策会議に関し必要な事項は、別に定める。

## (事務)

第11条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

## 附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。